

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 3 年 6 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 6 回定例総会議事録

署名委員 土 浜 良 二

署名委員 野 崎 清 志

奄美市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 招集日時 令和3年6月25日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1		9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6		14	濱手 薫
7		15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

・岸田 国広 ・西 盛満 ・前山 重一郎

5. 議事に参与した者

事務局長 政 新一郎 事務局次長 勇 和彦
住用分室長 久保田 義雄 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

6月定例会

農地利用状況調査について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号 非農地の認定について
議案第37号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(編入)
議案第38号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の
合意解約の決定につて
議案第39号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
議案第40号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は 13 人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和 3 年第 6 回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第 1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、15 番 土浜 委員と 16 番 野崎 委員のお二人を指名いたします。

日程第 2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第 33 号から 40 号までの 8 件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は 1 日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第 3

議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	(政局長) 2 ページをお開き下さい。 NO. 29 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 31 m²で贈与による所有権移転の申請となります。 取得後は 露地野菜 を栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。 11 ページをお開き下さい。 NO. 30 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 2367 m²で売買による所有権移転の申請となります。 取得後は 果樹 を栽培する予定であり、新規農家となります。 また、営農計画書も添付されております。 22 ページをお開き下さい。 NO. 31 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 141 m²で贈与による所有権移転の申請となります。 取得後は 野菜 を栽培する予定であり、面積拡大のためと判断いたします。 いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	(吉会長) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。
14番	(濱手委員) 議案第33号農地法第3条の規定による許可申請書No.29の譲受人についての調査報告を行います。 6月21日 午後6時すぎ、譲受人からお話をお聞きしました。 この畑は親の時代に交換した畑で手続きをしなければいけなかったのをそのままにしていたという事でした。相手方はすでに手続きを済ませているとの事でした。以前より気にはかけていたが本人で手続きを進めようとしたのですが、面倒で自分ではできないので、里村事務所をお願いしたとの

1 0 番 1 1 番 1 4 番	事でした。 以上報告いたします。 皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。 (泉委員) 議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請No. 2 9 の譲渡人と土地について報告いたします。 6 月 2 1 日 8 時 3 0 分に譲渡人に話を伺いました。この土地は以前に祖父の時代に譲っていたとの事ですが、まだ名義が登記されていないため申請したとの事です。 土地については、8 時 5 0 分に調査しました。サトウキビが栽培されている状況で一部の申請地は更地になっていますが今後使用するとのことでした。 農地法第 3 条の調査書については第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりでありますので報告いたします。 委員の皆様のご審議よろしく願いします。 (中山委員) 農地法第 3 条の規定によるNo. 3 0 について、調査報告を致します。 6 月 2 0 日 9 時 0 0 分、受人である中多喜郎氏に我が家に来訪してもらい直接話を聞くことができました。受人は、水道事業を経営しており後継者もいるために自分は農業をしながら兼業していきたいとの事である。 今回は市内の近くで柑橘類の栽培をしたいと思い、申請地を購入するとの事である。対価については高価と思うが、後年は楽しみながら自分のできる農業をしていきたいと考えているようである。 委員の皆さんのご審議をお願いします。 (濱手委員) 1 4 番の浜手です。農地法第 3 条の規定による許可申請書No. 3 0 の渡人及び土地についての調査報告を行います。 6 月 1 9 日 午後 2 時ごろに譲渡人の息子さんに前山委員と私の 2 人で現地を案内してもらいながらお話を伺ったところ申請書の記載通りで間違いないということでした。を見せてもらいました。 土地の調査は前山委員の担当ですが総会時に欠席するため私が報告をいたします。 畑全体の 3 分の 1 程度はタンカンが植栽されていて残りの 3 分の 2 程度
--	--

1 5 番	は短い雑草が生えていましたが、手を加えれば果樹等を植栽できそうな畑でした。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。 皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。 (土浜委員) 農地法第3条の規定によるNo.31について調査報告をいたします。 受人について6月22日午後1時ごろ受人に会い話を聞きました。この土地は親の代で譲り受けていて受人が利用していたが登記をしていないことを知り、今回は登記をするために申請をしたとの事でした。 続いて、土地について6月22日午後1時30分ごろ受人の案内で現地確認をいたしました。 申請地は、現在野菜が栽培されており周辺農地もいろいろな野菜が栽培されていきました。 農地法第3条の調査書については「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。 委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
1 1 番	(中山委員) 農地法第3条の規定によるNo.31について、調査報告をいたします。 6月22日10時20分、渡人宅を訪問して直接話を聞くことができました。 渡人は笠利町平の出身で先祖の農地であるが、渡人は幼少の頃から名瀬で生活しており、農地は親戚の方たちが利用していたとの事である。 申請地は集落内にあり、現在は荒れ地になっていたとのことである。渡し人は高齢で、農地を利用する意思もないので、従兄に当たる受人に贈与することにしたとの事である。 委員の皆さんのご審議をお願いします。
議長	(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 (「なし」の声あり)

	質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「全員」挙手あり) 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって議案第３３号農地法第３条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。 日程第４ 議案第３４号農地法第４条の規定による許可申請No.６について、を議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。 事務局 (政局長) ３１ページをお開き下さい。 NO.６になります。申請人の所有する土地は ２７７㎡になります。駐車場として使用するための申請でございます。 申請地は名瀬総合支所から北西へ約２ｋｍに位置し、都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第３種農地と判断されます。 議長 (吉会長) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次届出人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。 １１番 (中山委員) 農地法第４条の規定によるNo.６について、調査報告をいたします。 ６月２０日１０時３０分、受人宅を訪問して直接話を聞くことができました。 申請名義人は母親であるが、名義人は高齢で介護を受けており、同居している息子が対応した。 申請地は朝仁新町の住宅街にあり、これまで放棄地になっており周辺の住民には迷惑であった。今回の申請は貸し駐車場として整備したいとのこ
--	--

6 番 議長	とである。 委員の皆さんのご審議をお願いします。 (西委員) 議案第 3 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請No. 6 について、報告いたします。 6 月 2 3 日 (水) 午後 6 時ごろ朝仁新町の申請地を見に行きました。 3 8 ページにありますように、周りは住宅地に囲まれていてコンクリートのブロックが入り口に 8 個立てられていて畑の中は、砂利で 1 m の草が茂っていました。事前施工とかはありませんでした。 委員の皆さんのご審議をお願いします。 (吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「全員」挙手あり) 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって議案第 3 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請No. 6 については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。 (議長交代→榮会長代行へ) 日程第 5 議案第 3 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、No. 1 4 からNo. 1 5 について議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
----------------------	---

事務局	(政局長) (事務局の朗読及び説明) 議案第 3 5 号 5 条の許可申請について 4 2 ページをお開き下さい。 NO. 1 4 につきましては、渡し人の所有する笠利町大字用字シラケの土地、9 9 1 m²を受人が駐車場・用具置場として使用するための、売買による所有権移転です。 申請地は笠利総合支所から北東に約5.7 k mの場所に位置し申請地は用集落の山裾沿いにある土地で周りを農地と住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。 5 4 ページをお開き下さい。 NO. 1 5 につきましては、渡し人の所有する笠利町大字用ハサマの土地 4 5 9 m²を受人が通路・駐車場（自身所有の農地への出入り口）を建設したいということで、売買による所有権移転でございます。 申請地は笠利総合支所から北東に約 5.9 k mの場所に位置し申請地は用集落から少し離れた位置にある、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。
議長	(榮会長代行) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めま 順次譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ報告を求めます。
事務局	(竹田分室長) 第 5 条の規定による許可申請No. 1 4 の譲受人に 6 月 2 4 日（木） 1 3 時に電話にて申請内容の確認を行いました。 申請内容につきましても転用の目的や番地、面積、土地の所得金額等を確認を行いました。 用具置場として建築面積（2 7 0 m²）が記載されていますが建築物はなく、用具置場としての面積として記載しているとの事です。 来島時は用集落にあるゲストハウスに宿泊しているとの事です。 年に 2 ～ 3 回ぐらい奄美へ来島しているが、父は数年前から用集落を気に入って何度も奄美へ来島しているとの事で、親戚等はいないが長年の知人がいるとの事です。

1 1 番 1 3 番 1 3 番	後に申請地に家を建築したいなどの予定があるのかがいました。移住出来たらいいとは思っているが、現在のところは具体的にはなにもないとの事です。現在は父と実家に住んでいるとの事です。 申請内容については間違いのない事で確認が取れました。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。 (中山委員) 農地法第5条の規定によるNo.14について、調査報告をいたします。 6月22日11時に、渡人である不動産業の事務所で責任者に直接話を聞くことができました。 会社は、この土地は昨年度賃貸住宅を建築する予定で5条申請していたが、コロナ過で建築価格の高騰等もあり計画通りいかず、今回事業計画変更申請書を提出して後継者に売却することにしたとの事である。 後継者には申請内容のレジャー用具置場や駐車場として、実際に整備させるように念を押した。 委員の皆さんのご審議をお願いします。 (吉委員) 農地法第5条申請によるNo.14の土地について説明いたします。 6月13日午前9時30分頃に笠利町大字用字シラケ162番を確認してきました。 申請地は集落の中に位置し、周辺は住宅が建っています、申請地は現在草が1m以上伸びておりました。この土地は一度、5条申請で許可した土地で、再度の申請しなおしをしてきております。 問題は、今回は申請どおりに活用してもらえるのか心配ではあります。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。 (吉委員) 農地法第5条の規定による許可申請のNo.15について、調査報告いたします。 6月18日午後3時30分に受人の息子さんと申請書の現地にて話を聞くことができました。 受人は現在、高齢のため会えずに息子さんから目的であり、申請書のことについて話を聞きました。申請内容には間違いのないことです。 渡人には6月18日午前10時ごろに自宅で話を聞くことが出来まし
--	---

議長	た。 本人は高齢になり、農業ができないので、申請地を隣接地の受人に売買したいとの事でした。 なお、申請書の内容にも、間違いのないことです。 土地については、受人への道路がないので申請地をゆずり受けて道路と駐車場及び堆肥置場等に活用するとのことです。 申請地は山手にそった段々畑で農機具等の導入に道路が必要なので仕方がないものと考えます。 委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。 (榮会長代行) これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「全員」挙手あり) 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請、No.14からNo.15については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 (議長交代→吉会長へ)
議長	(吉会長) 日程第6 議案第36号 非農地の判定No.8からNo.10について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(政局長) (事務局の朗読及び説明)

	64ページをお開きください。笠利町大字須野の1筆で105㎡の土地でございます。申請地は68ページの写真でもわかるように現在は、倉庫等への入り口として使用されている状況であり、農地としては使用不能となっていることから非農地としての申請です。 70ページをお開きください。笠利町大字万屋の2筆で987㎡の土地でございます。申請地は平成10年5月頃から非耕作地となっており、昨年からはレンタカー店（74・75ページ参照）へ貸しているとのことです。このような状況からの非農地としての申請です。 77ページをお開きください。笠利町大字須野の2筆の土地で1,017㎡の土地でございます。申請地は81・82ページからの写真でもわかるように斜面に沿ってあり、樹木が生い茂っている状況です。農地としては使用不能となっていることから非農地としての申請です。
議長	（吉会長） それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次届出人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。
16番	（野崎委員） 議案第36号の非農地認定申請No.8について説明いたします。 6月18日に現地調査を行いました。申請地は倉庫や駐車場の出入り口として利用されております。願出人は、高齢で施設に入所しており面会は出来なかったが、息子さんに電話をして話を伺いました。この土地は、売買を行う予定であるそうですので、5条申請を提出させるほうが良いと思われます。以上です。
3番	（肥後委員） 議案第36号 非農地の認定申請No.9について、現地調査をいたしましたので報告します。 6月20日（日）午後1時より申請地大字万屋ケジ2237番1同じく、万屋ケジ2244番1の現況確認に行きました。 現地確認の前にびっくりしたのは申請書です。 現況について70ページですでにレンタカー店に貸していること、75ページの現況写真ですでに多くの車が駐車され、使用されていることが申請

	書にあることです。たとえ農地法に詳しくない農家の方が提出されたのであれば別ですが、行政書士さんの提出されている書類です。違法転用の認識がないように思われます。 申請人には留守でお会いできませんでしたが、隣接の地主さんに伺いました。場所は間違いないことを確認しました。車は撤去されて更地になっていましたが、農地の転用等についてはもう少し啓蒙活動が必要と思われるます。 現地は奄美空港の敷地の北側（アヤマル側）に隣接している土地で、周囲には畑等はなく転用やむ無しの場所に思われますが、申請手続きはこれで良いのか判断が難しいので翌日6月21日9時30分ごろ笠利分室に行き、現況を報告しました。 その結果私としましては非農地申請ではなく、4条等別の申請をされた方がいいのではないかと考えております。 委員の皆様の審議をよろしくお願いします。以上です。
16番	（野崎委員） 非農地の認定申請No.10について、調査をいたしましたので説明します。 6月19日に願出人にお話を伺いました。申請地は、昭和43年頃から耕作をしておらず、現在は樹木が生い茂りとても耕作できる状態ではありませんので報告いたします。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	（吉会長） これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
8番	（前田委員） 調査委員から報告があった通り通路として使用しているため、5条申請を行うほうが良いと思います。
事務局	（勇次長） 事務局としても申請代理人に対して、No.8とNo.9は転用申請を提出してもらったほうが良いと思っている事案であります。
4番	（榮委員） 申請地は、すでに売買されているにか。

事務局	(勇次長) 売買は、されておられません。
9 番	(栄委員) 5 条申請を提出させるのであれば、農地に戻して提出させるくらい厳しく指導しなければいけないのではないか。
議長	(吉会長) 農業委員や推進委員共ども農地パトロールなどをして農地の把握に努めていく必要があるにではないか。
事務局	(竹田分室長) 地籍調査が入ったため土地の境界が判ったこともあり、現地の状況が把握できたので申請をあげてきたものである。
議長	(吉会長) 他に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について、No. 8 と No. 9 はさし戻して転用申請のやり直しとし、 No. 1 0 については承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第 3 6 号 非農地の判定 No. 8 及び No. 9 は不許可とし、 No. 1 0 については、審議の結果これを承認することに決定いたします。 日程第 7 議案第 3 7 号 奄美市農業振興整備計画変更（編入）について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	(政局長) (事務局の朗読及び説明) 農振編入 議案第 3 7 号 奄美農業振興地域整備計画の変更（編入）について 2 件、意見書の提出が求められています。 8 5 ページをお開き下さい。 No. 6 につきましては、土地の所在は、笠利町大字平字当原の 2 筆で、地目は畑で 9 7 0 m²の編入申請でございます。編入理由は、果樹経営支援対策事業を活用してタンカンの新植を行うための編入申請でございます。 9 3 ページをお開きください。 No. 7 につきましては、土地の所在は、名瀬大字知名瀬字眞晒の 1 筆で、地目は畑で 4 , 6 0 7 m²の編入申請でございます。編入理由は、果樹経営支援対策事業を活用してタンカンの新植を行うための編入申請でございます。 詳しくは、農林水産課から説明をお願いします。
農林水産課	(池係長) 農林水産課の方から補足説明を行った。
1 5 番	(土浜委員) 奄美農業振興地域整備計画変更（編入）No. 6 について報告いたします。 6 月 2 2 日午後 2 時ごろ申請人に会い話を伺いました。今まで貸していたが土地を利用しないという事で、荒らすのももったいないので今回果樹経営支援対策事業を活用して、タンカンの苗を植えたいとのことでした。 土地について、報告いたします。 6 月 2 2 日午後 2 時 3 0 分ごろ現地確認をしました。 申請地は平集落公民館向かいにあり、現在は草が少し生えている状態で何も栽培されていませんでした。周辺農地はサトウキビや果樹が植えられていました。 委員の皆様の審議をよろしくお願いします。
事務局	(勇次長) 奄美農業振興地域整備計画変更（編入）No. 7 についての報告いたします。 6 月 2 2 日（火）午前 9 時ころ知名瀬の申請地の方でお話を伺いました。

議長	申請人は経営内容として、タンカン、スモモなど2町歩ほど栽培されていて農業歴11年目になります。 今回の申請は、知名瀬の土地にタンカンを植えるため事業を導入したいという事です。 委員の皆様の審議をよろしくお願いします。 (吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第37号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 日程第8 議案第38号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 事務局 (政局長) (事務局の朗読及び説明) 議案38号 農用地利用集積計画の合意解約の決定について 解約の理由といたしましては、農地中間管理機構への移行するという経緯での合意解約に至っております。 議長 (吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
-----------	---

事務局 議長	（「なし」の声あり） 質疑がないようですから，これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第３８号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 日程第９ 議案第３９号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 （政局長） （事務局の朗読及び説明） 議案３９号 農用地利用集積計画の決定について 内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていることを報告いたします。 （吉会長） これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑がないようですから，これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第３９号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定
--	---

事務局 議長	については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 日程第 1 0 議案第 4 0 号 奄美市農用地利用集積計画（農地中間管理権設定）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 （政局長） 議案 4 0 号奄美市農用地利用集積計画（農地中間管理権設定）の決定について説明を行う。 （吉会長） これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手の場合） 全員賛成であります。 よって、議案第 4 0 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 正会に返します。 以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。 令和 3 年 6 月 2 5 日 奄美市農業委員会 会長 吉 卓男 署名委員 土浜 良二 署名委員 野崎 清志 作 成 者 政 新一郎
--	--

